令和4年度第1回江別市個人情報保護審査会 会 議 録

日 時:令和4年7月19日(火)

18:16~19:30

場 所:江別市民会館21号室

出席者:田口会長・石黒委員・龍田委員・松本委員・小幡委員

近藤総務部次長・阿部総務課長・米山総務係長・熊澤法制係長・難波主事・

芳賀主任

(傍聴者なし)

1. 開会

田口会長: ただいまから令和4年度第1回江別市個人情報保護審査会を開会いたします。

2. 議事

(1) 報告事項

ア 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について

田口会長: それでは、(1)報告事項、ア 令和3年度個人情報保護制度の運用状況につ

いてを議題といたします。事務局から報告をお願いします。

難波主事: 私から、令和3年度個人情報保護制度の運用状況についてご説明いたします。

1ページ、資料1「令和3年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、下段の(2)の個人情報保護制度でありますが、実施機関ごとの件数では、市長が実施したものについては、全部開示が4件で前年度比1件の減、一部開示が0件で前年度比2件の減、不存在が1件で前年度と同数、計5件で前年度比3件の減となっております。

消防長が実施したものについては、全部開示が2件で前年度比1件の減、一部開示が0件で前年度と同数、不存在が0件で前年度と同数、計2件で前年度比1件の減となっております。

この結果、全体の件数は7件となり、前年度比4件の減となっております。 次のページ、資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧くだ さい。平成24年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものであります。 請求件数は年度により変動しておりますが、令和3年度の請求件数は6件であり ます。 なお、資料1と2において件数が合致しないのは、1回の請求で複数の決定区分があったものが1件あり、資料1では全部開示と不存在で2件として数えたことによるものであります。

次に3ページ、資料3「令和2年度個人情報保護制度の運用状況」をご覧ください。個人情報開示の個別の内容でありますが、以下、不存在の決定をした案件について説明いたします。

NO.2の「PADOMA Dental Clinicの診療報酬明細書(令和2年9月~令和3年7月分)」は、令和2年10月分は受診歴がなく、令和3年6月及び7月分は請求時点で診療報酬データが未着であったため、その部分を不存在としております。

以上でございます。

田口会長: 報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

(なし)

田口会長: 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(1)報告事項

イ 江別市情報公開条例の一部改正について

田口会長: それでは、(1)報告事項、イ 江別市情報公開条例の一部改正についてを議 題といたします。

事務局から報告をお願いします。

難波主事: 私から、イ 江別市個人情報保護条例の一部改正についてご説明いたします。 江別市個人情報保護条例につきましては、令和3年度に2回の改正を行っております。

4ページの資料4「新旧対応表」をご覧ください。

初めに1回目の改正ですが、令和3年5月に公布されました「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正されたことに伴い、令和3年第3回江別市議会定例会に議案を提出し、所要の改正を行ったものです。

改正の内容ですが、デジタル庁の設置により、特定個人情報に係る情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する事項の所掌が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことから、第24条第3項の「情報提供等記録」を訂正した場合の通知先を、「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めたほか、引用条項の整備を行ったものです。

次に、5ページをご覧ください。

次に2回目の改正ですが、先ほど情報公開審査会におきまして、ご説明させていただきました、江別市情報公開条例の一部改正と同様、令和4年4月1日から病院事業に地方公営企業法の規定の全部が適用されたことに伴い、令和4年第1回江別市議会定例会に議案を提出し、所要の改正を行ったものです。

改正の内容ですが、個人情報の開示請求に対する決定等を行う第2条第2号の 実施機関に「病院事業管理者」を追加したほか、「独立行政法人等の保有する個 人情報の保護に関する法律」が令和4年4月1日をもって廃止され、「個人情報 の保護に関する法律」に一元化されたことに伴う、引用法令及び条項の整備を行 ったものです。以上です。

田口会長: ありがとうございました。事務局から報告を受けましたが、委員の皆様から質 疑はありませんか。

(なし)

田口会長: 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(2)諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて

田口会長: (2)諮問事項 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度 等の見直しについてを議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

阿部課長: それでは、総務部次長の近藤から田口会長に諮問書を提出させていただきます。

(近藤次長が田口会長に諮問書を手渡す。事務局から諮問書の写しを各委員・傍聴者に配付)

田口会長: ただいま個人情報保護条例第33条の規定に基づき諮問を受けましたので、審 査会として調査審議にあたります。

田口会長: 始めに、実施機関から内容の説明をお願いします。

阿部課長: 「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて」諮問書の内容について、説明させていただきます。

令和3年5月に個人情報保護法が改正され、令和5年4月からは地方公共団体を含め、改正後の法に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うこととなったことを受け、江別市においても法の施行にあわせて個人情報保護制度の見直しが必要となります。

保護条例第33条第1項では、江別市個人情報保護審査会の所掌事務として、 個人情報保護制度に係る重要事項を調査審議することと規定しており、個人情報 保護制度の見直しは、個人情報保護に係る施策に関する重要な事項であるため、 同項の規定により諮問するものでございます。

また、情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するため に所要の対応が必要であり、同じく江別市情報公開審査会へ諮問するものでござ います。

諮問事項については(1)法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、(2)情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について、(3)その他審議が必要な事項について、としております。

諮問の内容については記載のとおりで、詳細については総務係長からご説明いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

米山係長: 私から、個人情報保護制度の改正内容についてご説明をいたします。

まず、これからご説明いたします資料における法令等の略称は、添付いたしました、A4用紙半分の【略称】と書かれた資料のとおりですので、ご了知願います。

それでは、右上に【資料1】と書かれている「個人情報保護制度の改正について」をご覧ください。改正内容の概略をご説明いたします。

1 個人情報保護制度の改正についてでございますが、昨年度、本審査会においても概要を説明いたしましたが、令和5年4月に改正個人情報保護法が全面施行され、各自治体において定めている条例が、1つの法に基づく共通ルールに統合され、江別市においても改正法に対応した江別市個人情報保護条例の改正を令和4年度内に行う必要があります。

次に、2 保護法の適用対象ですが、別冊でお配りしている、個人情報の保護に関する法律の1ページをご覧ください。こちらは、令和5年4月1日から施行される保護法ですが、第一章総則から、2ページ 上段に記載の第八章罰則まで、で構成されております。1ページに戻りまして、このうち、第4章 個人情報取扱事業者等の義務等については、民間事業者向けの規定、第5章 行政機関等の義務等については、行政機関等向けの規定となっており、その他の章については、両者共通の規定となっております。

次に【資料1】の1ページにお戻りください。中段に記載しておりますとおり、 行政機関等とは①~④に記載のとおりで、江別市は②地方公共団体の機関に含まれます。ただし、《例外》として、地方議会は、国会と同じく保護法が適用されません。また、下段に記載しているとおり、市立病院及び夜間急病センターにおいては、第4章(民間)の規定が適用され、開示請求などについては、第5章(行政)の規定が適用されます。

次に、2ページをお開きください。制度の主な変更点をご説明いたします。

- 3 定義の一元化ですが、保護法により「個人情報」などの定義が統一されます。
- ①【個人情報】の定義変更ですが、これまで、現行保護条例では、個人情報を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とし、死者に関する情報も制度の対象としておりました。一方、保護法では、個人情報を「生存する個人に関する情報」とし、死者に関する情報を「個人情報」とはしておりません。ただし、「死者に関する情報」が、遺族等の生存する個人情報でもある場合には、開示請求ができるとしております。

次に②【要配慮個人情報】の考え方の導入ですが、現行保護条例では、思想、 信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個 人情報を収集してはならないとし、例外として(1)法令等に定めがあるとき、(2) 審査会で認められたとき、としておりました。保護法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を要配慮個人情報とし、個人情報全般の保有について、法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定しております。

次に、3ページをご覧ください。

4 個人情報の取扱いですが、①個人情報の収集については、現行保護条例では、本人からの収集を原則とし、例外として、法令に定めがある、本人同意などに該当するときのみ本人外収集をすることができるとしておりました。

保護法では、法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定され、 利用目的の明示を義務化します。

次に、②個人情報の利用・提供についてですが、現行保護条例では、目的内での利用、提供を原則とし、例外として、法令に定めがあるときや審査会で認められたときなどに該当するときのみ、目的外利用・提供をすることができました。

保護法では、目的内利用・提供の原則は変わりませんが、例外規定から、審査 会の規定がなくなり、新たに「相当の利用があるとき」や「特別の理由があると き」の規定が設けられます。

次に、4ページをお開きください。

5 個人情報ファイル簿についてですが、現行保護条例では、個人情報を取り扱う事務ごとに、事務の名称、目的、記録項目、収集先を記載した「個人情報取扱事務開始届出書」を作成し、市役所で閲覧に供しておりました。

保護法では、システムや名簿ごとに「個人情報ファイル簿」(単票)を作成しますが、1,000人未満のシステムや名簿については作成対象外となっております。

次に、6 開示・訂正・利用停止請求についてですが、①開示請求、②訂正請求、③利用停止請求の3つの請求制度については、保護法でも引き続き規定されます。

保護法による主な変更点としては、下段に記載のとおり、任意代理人による開 示請求等が認められるようになります。

次に、5ページをご覧ください。

7 行政機関等匿名加工情報についてですが、行政機関等匿名加工情報とは、個人情報ファイルの個人情報を、個人を識別することができないように加工して、個人情報を復元することができない状態にしたデータであり、国等で既に実施されておりますが、希望する民間事業者へデータを提供する制度が開始されます。

ただし、当面の間は、都道府県及び指定都市のみ提案募集が義務付けされ、江 別市を含む、その他の地方公共団体の提案募集の実施は任意となっております。 次に、8 審査会ですが施行条例に定めることで、個人情報の適正な取扱いを 確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認め る時は、審議会等に諮問することができるとしております。

ただし、現行保護条例では、本人外収集、思想・信条・宗教等、目的外利用・ 提供、オンライン結合等の際に、審査会への諮問を行うこととしていましたが、 保護法では、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型 的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨 (=全国的な共通ルールに基づき運用する)に照らして許容されない。」とされ ております。

次に、6ページをお開きください。

9 個人情報保護委員会との関係についてですが、保護委員会が保護法の解釈 権限を持ち地方公共団体を監督し、地方公共団体は、個人情報の取扱いに疑義が ある場合は保護委員会に助言を求めることができます。

また、≪その他≫として、地方公共団体は、施行条例を制定したときは委員会へ届出をすること、毎年度、運用状況を保護委員会へ報告することが必要となります。

次に、10 施行条例についてですが、個人情報の取扱いの大部分は保護法で規定されますが、保護法の規定により①施行条例で定める必要がある事項、②施行条例で定めることができる事項、③施行条例で定めることができない事項があります。

- ①施行条例で定める必要がある事項については、「開示請求の手数料の金額」 は必ず定めなければなりません。
- ②施行条例で定めることができる事項等の主なものとしては、要配慮個人情報 の範囲を独自に広げることなど、記載のとおりです。
- ③施行条例で定めることができない事項の主なものとしては、個人情報保護や データ流通について直接影響を与えるような事項とされております。

次に、7ページをご覧ください。今後のスケジュールについてですが、本日、次の【資料2】で、6ページでご説明をした、①施行条例で定める必要がある事項、②施行条例で定める必要がある事項等について、ご説明をさせていただき、その内容について、次回、8/2開催の審査会で、皆様からご意見をいただき、そこで、考え方がまとまりましたら、答申内容については、これまでどおり、事務局案を皆様にメール等でお示しし、ご意見をいただいたのち、書面開催で答申内容の決定を行いたいと考えております。

その後、9月に答申結果を基にした制度改正に係る意見公募(パブリックコメント)を実施し、市民から意見を募り、10月にパブリックコメントを反映した、施行条例案の決定、11月に市議会に施行条例案を上程したいと考えております。個人情報制度の改正についての概要説明は以上です。

続きまして、【資料2】をご覧ください。

改正個人情報保護法と江別市個人情報保護条例及び江別市情報公開条例との 主な相違点及び考え方について、ご説明をいたします。

1ページの中段に記載をしておりますが、これからご説明いたしますNo.7からNo.16の事項が、次回8/2開催の審査会でご審議をいただき、施行条例に反映させたい項目となります。

次に、2ページをお開きください。

上段に記載のNo.1 個人情報の定義についてですが、先ほどもご説明をいたしましたが、個人情報の定義の主な相違点として、現行保護条例では、個人情報には死者の情報も含まれることとされておりますが、保護法では死者に関する情報は含まれません。

考え方としては、施行条例に死者に関する情報を規定することはできないとされていることから、遺族等による死者の情報に関する開示請求について、法の解釈・運用等を確認し、実運用に支障がある場合は、別途取扱いを定めるなどの対応を行うことを検討いたします。

次に、No.2 保護法の適用対象となる本市の実施機関についてですが、現 行保護条例では議会も実施機関に含まれますが、保護法では議会が含まれず、議 会が自律的な対応により個人情報保護を行うこととなります。こちらについては、 現在議会において対応を検討中であり、議会が独自に判断することになります。

次に、No.3 収集の制限についてですが、現行保護条例では、個人情報は原則として本人から収集しなければならないこととされておりますが、保護法ではこの原則がありません。一方、保護法では、個人情報の保有について法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定されております。

これより、保護法では、個人情報の保有が限定されているため、保護法の規律 全体で見た場合には、個人情報の保有に係る保護水準が維持されております。 次に、3ページをお開きください。

No.4 目的外利用・提供についてですが、現行保護条例では、個人情報の目的外利用・提供を原則として禁止しつつ、次の①~⑥のいずれかに該当する場合は例外的に可能としております。①法令等に定めがある場合、②本人の同意がある場合、③出版、報道等で公の場合、④生命、身体又は財産を守る場合、⑤内部利用の場合等でやむを得ない理由がある場合、⑥審査会に意見を聴いて特に必要であると認められた場合です。一方、保護法でも、個人情報の目的外利用・提供を原則禁止としつつ、次の(1)~(6)のいずれかに該当する場合は例外的に可能としております。

考え方としては、保護法においては、目的外利用・提供は原則禁止としつつ、例外について、現行保護条例にある「⑥審査会に意見を聴いて特に必要であると認められた場合」を「(5) 内部利用の場合等で相当の理由がある場合」、「(6) その他特別の理由がある場合」としております。保護委員会が(5)及び(6)の全国一律の保護基準を定めるため、審査会への諮問を要件とすることは許容されないこととなりました。

次に、4ページをお開きください。

No.5 通信回線による電子計算機の結合(オンライン結合)の制限についてですが、まず、中段に記載しておりますとおり、「オンライン結合」とは実施機関が管理するコンピューターと、実施機関以外の者が管理するコンピューターその他の機器とを通信回線を用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法であり、主な相違点として、現行保護条例では、電子計算機同士を通信回線で接続して本市が保有する個人情報を外部に提供することは、①法令等に定めがあるとき、②審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときのみ可能とされておりますが、保護法ではこのような規定はありません。

考え方としては、社会全体のデジタル化の進展を受け、保護法では、電子計算機を用いた個人情報の取扱いに特化した規定を設けておりません。個人情報の提供については、No.4のとおり目的外の提供を原則禁止としつつ、「内部利用の場合等で相当な理由がある場合」、「その他特別な理由がある場合」などを規定しております。保護委員会から示される「相当な理由」及び「特別な理由」の判断基準が現行保護条例の審査会に代わるものとなり、これに基づき運用することで適切な保護水準を確保します。

次に、No.6 任意代理人による開示請求等についてですが、個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、現行保護条例では法定代理人又は本人が請求することができないやむを得ない理由があると認められる場合のみ本人に代わって請求が可能でしたが、保護法では法定代理人のほか、任意代理人も請求が可能となりました。

こちらについては、任意代理人の代理権等の確認の取扱いについて、政令や保 護委員会により示される基準に従い適切に運用いたします。

次に、5ページをお開きください。

このNo.7以降については、【審議事項】として、次回の審査会で皆様から市の考え方に対してのご意見をいただき、最終的に審査会からの答申をいただき、施行条例に反映させていきたい事項となります。

まず、No.7 個人情報ファイル簿の新設及び現行の個人情報取扱事務開始 届出書の取扱いについてですが、現行保護条例では、個人情報を取り扱う事務を 開始する場合には、個人情報取扱事務開始届出書、こちらの様式は、別添の【資 料4】の2ページに添付しておりますが、取り扱う事務ごとに、①名称、②目的、 ③記録項目、④収集利用の方法などを記載するものであり、この事務開始届出書 を作成・閲覧に供しなければならないとしており、こちらは、市役所の情報公開 コーナーで閲覧可能としております。

一方、保護法においては、個人情報ファイルごとに、個人情報ファイル簿(単票) こちらは、【資料4】 1 ページに添付をしておりますが、これを新たに作成し、これらの単票をまとめた個人情報ファイル簿を公表する必要があります。

ただし、1年未満に消去するもの、本人の数が1,000人未満のものなどは 除かれます。

個人情報ファイル簿(法定単票)への記載項目は、①名称、②利用目的、③記録項目、④収集方法、⑤(条例)要配慮個人情報が含まれている場合はその旨など記載します。

なお、保護法では、条例で規定することで、上記の個人情報ファイル簿とは別に個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿(現行保護条例での事務開始届出書)を作成し、公表することが可能とされております。

市の考え方としては、事務開始届出書と個人情報ファイル簿(単票)では記載すべき項目はほとんど同じですが、個人情報ファイル簿は1,000人未満のものは作成しない等、作成対象範囲が狭まってしまいます。

これまでどおり、個人情報を取り扱う事務を開始するときは、事務開始届出書の提出を実施機関に求め、本人の数が1,000人未満など、個人情報ファイル簿では把握することができない個人情報の取扱い状況等の一元的な管理を行いたいと考えております。

次に、6ページをお開きください。

No.8条例要配慮個人情報についてですが、現行保護条例では、「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」は法令等に定めがあるとき又は審査会が認めたときでなければ収集できません。

保護法では要配慮個人情報、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障がいがあることなどを定義しております。

また、保護法では、要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを保有している場合は、公表する個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれる旨を明記する必要があります。

なお、保護法では、「地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要する もの」を「条例要配慮個人情報」として別途条例で定めることができることとさ れました。

市の考え方としては、要配慮個人情報に限らず個人情報全般の保有については、 法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定され、不正な手段に よる取得も禁止されております。

また、条例要配慮個人情報を定めたとしても、個人情報ファイル簿に条例要配 慮個人情報を保有している旨が明記されるだけであり、保有や提供などの具体的 な取扱いが変わることはありません。

なお、特別に条例要配慮個人情報の保有を制限する規定を設けることはできません。

したがって、現時点で条例要配慮個人情報は規定せず、今後の本市の施策や社会状況の変化を踏まえて、必要性があれば再度検討したいと考えております。

次に、7ページをお開きください。

No.9 開示決定等の期限についてですが、主な相違点として、現行保護条例は、(A)原則に記載のとおり、開示請求を受けた翌日から起算し14日以内に開示決定をしており、やむを得ない場合は(B)通常延長で30日の延長をしており、最大44日以内に開示決定をしております。

一方、保護法では、開示請求を受けた翌日から起算し、(A)原則30日以内に開示決定、(B)通常の延長も30日以内とし、また、(C)特例延長として、※2に記載しておりますが、開示請求に係る個人情報が著しく大量で、(B)通常延長の期間内に開示決定等をすることで事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に延長が可能とし、この場合、開示請求に係る個人情報の相当の部分について(C)の期間内((A)+(B)の期間)に開示決定を行い、残りの個人情報については相当の期間内に決定すれば足りるとしています。

なお、【補足】として、(A)と(B)の期間について、決定までの期間を保護法より長くすることは認められないが、短くすることは条例により可能としております。

市の考え方としては、決定期限が短い方が開示請求者にとって望ましいため、現行保護条例と同様に(A)は14 日以内、(B) は44日以内として、(C) は(A)と(B) の期間の合計となり、保護法が規定する期限よりも短縮する旨を施行条例で規定したいと考えております。なお、個人情報開示決定においては、現行の期限で支障は生じておりません。

次に、8ページをお開きください。

No.10 公開条例との整合性について(不開示情報)についてですが、保護法と現行保護条例の開示請求に係る不開示情報に大きな違いはありません。保護法で不開示情報であっても公開条例で開示することとされている情報については、条例で定めることで開示情報とすることができます。逆に、保護法で不開示情報とされていない情報であっても、①情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報で、②公開条例で公開しないとされている情報のうち、③公開条例との整合性を確保するために不開示にする必要がある情報については、条例で定めることで不開示情報とすることができます。要するに、保護法と公開条例の不開示情報を合わせることができるということです。

詳細な、保護法と情報公開条例の比較については、別添の【資料3】を後ほど御覧いただければと思いますが、市の考え方として、保護法の不開示情報と公開条例の非開示情報には大きな違いはなく、国の解説においても、不開示情報に関する記述が完全に一致していなくても、同じ法益を満たすものであれば、条例で規定する必要はないとしております。このため、現状においては、不開示情報を全て統一する必要性はないと考えております。ただし、主な相違点の下段(【資料3】の4ページ中段)に記載の「事務・事業に関する情報」(7)ハですが、公開条例第7条第5号アに「租税の賦課若しくは徴収」を加え保護法に合わせることで、非公開情報の明確化を図りたいと考えます。上記の改正は、これまで、公開条例では、租税の賦課若しくは徴収に係る情報で、開示をすることで、事務

に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある場合には、公開条例の(5) ア検査や取締りに係る事務に関し、開示することで正確な事実の把握を困難にするおそれがある情報に該当するものは非公開としており、現行の取扱いを維持するためのもので、改正後の取扱いがこれまでと変わるものではありません。

次に、9ページをお開きください。

No.11 開示請求の手数料についてですが、現行保護条例では、手数料は 徴収せず、請求者は写しの交付に要する費用 (コピー代等) を負担するものとし ています。保護法では、請求者は実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納め なければならないこととされておりますが、下段に記載のとおり、「※保護法は 手数料の納付義務を定めているが、手数料を徴収しない旨の規定を設けることは 可能である。」としています。

市の考え方として、情報公開制度においても手数料を徴収しておらず、請求者にとって利用しやすい制度とすることが望ましく、現行保護条例と同様に手数料は徴収しないこととして、コピー代等 (郵送の場合は郵送費用も)の額を徴収する旨を施行条例で規定したいと考えております。

次に、10ページをお開きください。 $No.12\sim14$ は全て審査会についてですが、ひと項目ずつ説明をいたします。

まず、No.12 審査会の設置根拠についてですが、保護法では、開示請求等での不開示決定等に係る審査請求について行政不服審査法第81条第1項の機関に諮問することとされております。現行保護条例では「審査会」に諮問しておりますが、この審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関として位置付ける必要があります。

市の考え方としては、審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関として位置付ける旨を施行条例に規定し、これまでどおり、開示請求等での不開示決定等に係る審査請求について、審査会に諮問したいと考えております。

次に、No.13 審査会への諮問についてですが、現行保護条例で審査会に 意見を聴くこととされているのは、次の4つです。①本人以外からの収集、②思 想・信条・宗教等の情報の収集、③目的外の利用・提供、④電子計算機の結合に よる提供についてです。

保護法では、統一ルールを全国に適用するとの趣旨のもと、①~④のような例 外的取扱いは認められておりません。

今後、審査会に諮るのは、審査会について条例で定めた上で、個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に限られます。

市の考え方としては、左記①~④について、これまでのように類型的に審査会に諮問をすることは許容されなくなりました。保護法第129条に基づき、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に諮問する旨を施行条例に規定します。

次に、No.14 開示請求に対して存否応答拒否をした場合の審査会への報告についてですが、存否応答拒否とは、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することであり、保護条例では、開示請求で存否応答拒否をした場合には、審査会へ報告することとされているが、保護法ではこのような規定がありません。

考え方としては、存否応答拒否処分は、本人による開示請求権の行使に対し事 実上、実施機関が一切の対応を拒否するものであることから、その適用に当たっ ては特に慎重な検討が求められるものであり、このため、当該処分の安易な適用 を抑止し、個人情報制度の適正な運営を確保するためには、これまでどおり、審 査会への報告義務を定めておくことが望ましいと考えております。

次に、11ページをお開きください。

No.15 行政機関等匿名加工情報制度の新設についてですが、保護法の施行に伴い、地方公共団体、当面は都道府県及び政令市にも行政機関等匿名加工情報制度が導入されることになります。現行保護条例では、行政機関等匿名加工情報制度に係る規定はありません。他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することが可能となります。

考え方としては、平成28年から先行して制度を導入している国や地方公共団体においても、提案実績がほとんどない状況であり、個人情報の有用性についての配慮より、個人の権利利益保護がなにより優先されるため、制度導入については、情報収集に努め、調査研究を進めていきます。

最後に、No.16 運用状況の公表についてですが、現行保護条例では、市長が毎年1回個人情報保護制度の運用状況を取りまとめて公表することとされておりますが、保護法では、保護委員会が全行政機関等へ運用状況の報告を求め、公表することとされております。

考え方としては、保護委員会への報告とは別に、市民への説明責任を果たすため、これまでと同様に、市長が年1回運用状況を公表いたします。

資料についての、説明は以上です。

田口会長: 報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

龍田委員: 条例案の策定プロセスを教えてください。また、江別市の条例で特殊な点は何かありますか。

米山係長: 北海道や札幌市が先行して条例案の策定などを審議会を開催して進めていると ころであり、それを参考にして作成しております。

江別市独自に特別なものは特段設けておりません。ただ、公開条例との整合性の部分について、先行する北海道は公開条例の条例改正は特段行う予定はないと聞いております。「事務・事業に関する情報」につきまして、新しく保護法で「租税の賦課若しくは徴収」の文言が入っております。市としては、今までは検査や取り締まりにかかわる部分で、例えば納税課が滞納処分を行う際にどのようなタイミングで財産の調査を行うか、どのようなタイミングで差し押さえ等の強制執行処分を行うかを公開した場合に今後の事務・事業に支障を及ぼすということで、

もともと非公開としている情報でございます。こちらを法律に合わせて「租税の 賦課若しくは徴収」という文言を加えたほうが、より非公開条例の明確化が図ら れるのではないかと考え、こちらを加えさせていただきたいと考えています。

龍田委員: 分かりました。ありがとうございます。

田口会長: その他、委員の皆様から質疑はありませんか。

石黒副会長: 要配慮個人情報の取得については、今の条例だと法律で許されない制限を加えたような形になっているので、法の改正内容に合わせて条例も改正するという理解でよろしいでしょうか。

また、要配慮個人情報について、病院等での取り扱いについては第4章の民間 の取扱いと同じなのか、別の規定を設けるのか教えてください。

田口会長: 8月2日の審議にも大きな影響を与えると思いますので、ご説明お願いいたします。

米山係長: 条例案は、法の改正内容に合わせて作成しております。保護法では、要配慮個 人情報に制限をすることは一切できません。あくまで法令に定める所掌事務に基 づく制限などと明記されています。

病院については、あくまで第4章の民間の規定が適用されると法の中でうたわれています。開示請求などの請求手続き部分についてのみ第5章の行政機関等の規定が適用されます。あくまでこの第20条の適用は民間や病院だけの規定となりますので、行政機関の部門とは法の適用が分かれるという形になります。

石黒副会長: ありがとうございました。

田口会長: それでは、私から何点か確認をさせていただきます。

7ページの考え方の部分で、法の規定より期間を短くすることは可能だが、延 長することはできないとあります。色々なケースを考えた上で、この期間に設定 して支障はないのでしょうか。

次に、10ページ「審査会について」の考え方の部分で、当審査会への諮問が 許容されなくなったとあります。今一度審査会の機能について、簡単にご説明い ただきたいと思います。

最後に、11ページ匿名加工情報についての考え方の部分で、個人の権利利益 保護が何より優先されるため、情報収集に努め、調査研究を進めていくとありま すが、今後考えていく上で何か情報はありますか。

米山係長: まず、7ページの開示決定等の期限についてですが、現行の期限で支障は生じていないので、現行の期限と同じ日数で条例案を策定しております。

現在、(A)原則の14日以内の期間で請求から決定まで行うことができております。近年でも、(B)通常延長の44日以内を適用したケースはほとんどないため、期限については問題はないものと考えています。

次に、10ページの審査会について、諮問内容の部分で、①~④について審査会への類型的な諮問は、法では許容されなくなりました。考え方の部分に「法129条に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときとありますが、ここで想定して

いるものは、令和2年度の諮問事項のように、定義上はオンライン結合に当たらないが、専門的な知見をお持ちの委員の皆様に導入の経緯や導入の方法等についてご意見をいただき、慎重に運用していきたいという案件については、諮問することができると考えております。

最後に11ページ行政機関等匿名加工情報について、考え方の部分に記載のとおり、平成28年から先行して国では制度が導入されており、地方公共団体においても、条例で規定を設ければ、行政機関等匿名加工情報制度は運用できる状況ではありました。しかし、令和元年までの実績では全国で9つの自治体でこの制度を導入しているにも関わらず、提案実績自体は1件のみとなっております。そのため、この制度については全国的にあまりにも実績がない状況であるため、当市としてもすぐにこの制度を運用することは難しいと考えられます。また、都道府県及び政令指定都市では令和5年4月から制度の運用が開始されるので、その運用状況を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

田口会長: ありがとうございました。

田口会長: その他、委員の皆様から質疑はありませんか。

石黒副会長: 資料1の3ページ、4個人情報の取扱い①個人情報の収集の部分について、現行の条例の規定では改正法に合致しなくなってしまうので、改正するということだと理解しておりますが、法律に定めている内容のことを条例に規定する形で改正するという考え方なのか、法律と内容が重複するので条例にそもそも情報の取集について規定する必要はないという考え方なのか、どのような方法で改正する

のでしょうか。

米山係長: あくまで、法律に基づいて運用することになりますので、施行条例の中で規定 するということはございません。

石黒副会長: 分かりました。

田口会長: そのほか、委員の皆様から質疑はありませんか。

(なし)

以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(3) その他

田口会長: 次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。

(なし)

田口会長: その他について、事務局からありませんか。

阿部課長: ございません。

3. 閉会

田口会長: 以上をもちまして「令和4年度 第1回江別市個人情報保護審査会」を閉会い たします。ご協力、ありがとうございました。